

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：上水道事業会計

事業名	上水道（末端給水事業）		
事業開始年月日	昭和28年11月	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	美馬市	職員数（H19.4.1現在）	11人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	85円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	3,429
累積欠損金（百万円）	87	利益剰余金又は積立金（百万円）	144
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.316
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	17.3（H19）
		経常収支比率（％）	96.4（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<p>新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし</p>
<p>〔合併期日：平成17年3月1日 合併前市町村：美馬町・脇町・穴吹町〕 経理のみを統合</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	美馬市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	美馬市長 牧田 久
既存計画との関係	平成17年度～平成21年度 美馬市行財政システム改革実施計画書
公表の方法等	ホームページによる公表及び平成19年12月議会に繰上償還予算提案・内容説明
基本方針	公営企業経営の基本理念に基づき、人件費の抑制・維持管理費の抑制・有利な起債に借り換え、公債費の抑制などを行い、水道事業の健全経営と市民への安心安全な安定した給水の確保を目指し公共の福祉の増進を図ります。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利 5 % 以上 6 % 未 満	年利 6 % 以上 7 % 未 満	年利 7 % 以上	合 計
旧 資 金 運 用 部 資 金	繰上償還希望額		73	184	257
	補償金免除額		20	30	50
旧 簡 易 生 命 保 険 資 金	繰上償還希望額				
公 営 企 業 金 融 公 庫 資 金	繰上償還希望額			55	55

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未 満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未 満 (平成20年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債		64,994	6,101	71,095
	水道事業債		1,609	4,466	6,075
	水道事業債		6,749	31,113	37,862
	水道事業債			18,652	18,652
	水道事業債			33,596	33,596
	水道事業債			16,066	16,066
	水道事業債			30,257	30,257
	水道事業債			41,859	41,859
	水道事業債			1,124	1,124
合 計 (A)			73,352	183,234	256,586
一 般 上 記 の うち (再掲)					
合 計 (B)					
公 営 企 業 で 負 担 す る も の (A)-(B)			73,352	183,234	256,586

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未 満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未 満 (平成21年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の うち (再掲)					
合 計 (B)					
公 営 企 業 で 負 担 す る も の (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未 満 (平成20年度9月期残高)	年利 6 % 以上 7 % 未 満 (平成20年度9月期残高)	年利 7 % 以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	9,461		2,747	12,208
	水道事業債			15,209	15,209
	水道事業債			22,359	22,359
	水道事業債			14,979	14,979
合 計 (A)		9,461		55,294	64,755
一 般 上 記 の うち (再掲)					
合 計 (B)					
公 営 企 業 で 負 担 す る も の (A)-(B)		9,461		55,294	64,755

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>合併時（平成17年3月1日現在）の給水人口は、27,886人あったものが現在では、26,190人に減少し、高齢化率も29.9%と高く将来も減少傾向になると推測される。また、給水面積（57.63Km²）も広く経営が一緒になっても、施設の統合が出来ず給水区域に対して、人口が少なくその上に水源池、配水池が別々で、合併のスケールメリットが表れにくい。</p> <p>類似団体と、比較すると料金収入に対する企業債元利償還金が、50.7%と高くまた負債比率は、H16年度213.0% H17年度208.7% H18年度198.1%と年々減少しているもののまだ、高位にあり累積欠損金比率H18年度16.5%と他市平均と比べ高位にある。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="528 618 711 656">課 題</td> <td data-bbox="711 618 1471 656">団体が認識する経営上の課題について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="528 656 1471 875">簡易水道・飲料水供給施設を公営企業で、経営すると職員人数の増、コストの増で大幅な水道料金の値上げをせねばならず、また、施設が小規模で、分散しているため、効率が悪く経営を圧迫する要因になりかねない。これからは、業務全般の見直しを行い（民間でできることは民間で）という考え方を基本とし、積極的に民間活力の導入を検討するよう努力する。</td> </tr> </table>	課 題	団体が認識する経営上の課題について	簡易水道・飲料水供給施設を公営企業で、経営すると職員人数の増、コストの増で大幅な水道料金の値上げをせねばならず、また、施設が小規模で、分散しているため、効率が悪く経営を圧迫する要因になりかねない。これからは、業務全般の見直しを行い（民間でできることは民間で）という考え方を基本とし、積極的に民間活力の導入を検討するよう努力する。	
	課 題	団体が認識する経営上の課題について			
	簡易水道・飲料水供給施設を公営企業で、経営すると職員人数の増、コストの増で大幅な水道料金の値上げをせねばならず、また、施設が小規模で、分散しているため、効率が悪く経営を圧迫する要因になりかねない。これからは、業務全般の見直しを行い（民間でできることは民間で）という考え方を基本とし、積極的に民間活力の導入を検討するよう努力する。				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="528 875 711 913">課 題</td> <td data-bbox="711 875 1471 913">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="528 913 1471 1021">平成19年10月から水道料金を一部（美馬町分）値上げし、平成23年度までに水道料金の統一を行う。</td> </tr> </table>	課 題	料金水準の適正化	平成19年10月から水道料金を一部（美馬町分）値上げし、平成23年度までに水道料金の統一を行う。	
	課 題	料金水準の適正化			
平成19年10月から水道料金を一部（美馬町分）値上げし、平成23年度までに水道料金の統一を行う。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="528 1021 711 1059">課 題</td> <td data-bbox="711 1021 1471 1059">給与水準や人件費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="528 1059 1471 1167">給与水準については、ラスパイ指数92.8%で、類似団体は、96.9%である。平成18年度より給与・手当等を5%カット実施中で、退職者の不補充等を行いこれからも抑制に努めて行く必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	給与水準や人件費の抑制	給与水準については、ラスパイ指数92.8%で、類似団体は、96.9%である。平成18年度より給与・手当等を5%カット実施中で、退職者の不補充等を行いこれからも抑制に努めて行く必要がある。		
課 題	給与水準や人件費の抑制				
給与水準については、ラスパイ指数92.8%で、類似団体は、96.9%である。平成18年度より給与・手当等を5%カット実施中で、退職者の不補充等を行いこれからも抑制に努めて行く必要がある。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="528 1167 711 1205">課 題</td> <td data-bbox="711 1167 1471 1312"></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="528 1312 711 1350">課 題</td> <td data-bbox="711 1312 1471 1429"></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

資本的収入	1. 企業債	212	85	69	66	103	160	216	295	217	360
	2. 他会計出資金			53							
	3. 他会計補助金	20	43								
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	71	38	7	2	5	5	5	5	5	5
	9. その他	1	1	67	4						
	計 (A)	304	167	196	72	108	165	221	300	222	365
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		25									
純計 (A)-(B) (C)	304	142	196	72	108	165	221	300	222	365	
資本的支出	1. 建設改良費	378	221	355	77	197	111	162	307	245	429
	うち職員給与費	6	10	9							
	2. 企業債償還金	116	139	159	155	190	359	257	194	178	168
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他			10		2						
計 (D)	494	360	524	232	389	470	419	501	423	597	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	190	218	328	160	281	305	198	201	201	232	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	95	153	159	160	272	174	175	176	177	173
	2. 利益剰余金処分量	48	13	80			16	5	14		
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	47	52	89		9	9	18	11	24	59
計 (F)	190	218	328	160	281	199	198	201	201	232	
補てん財源不足額 (E)-(F)						106					

積立金現在高	211	224	144	144	144	128	123	109	109	109
企業債現在高	3,749	3,695	3,605	3,516	3,429	3,124	3,083	3,184	3,223	3,415
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの										
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収益的収支分		7	6	16	2	2	2	2	2	2	2
	うち基準内繰入金	5	5	5	2	2	2	2	2	2	2
	うち基準外繰入金	2	1	11							
	うち料金収入に計上すべき繰入等 うち赤字補てん的なもの										
資本的収支分		20	43	53							
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金 うち赤字補てん的なもの	20	43	53							

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	91.8	95.7	107.1	103.9	111.4	109.4	106.3	106.3	106.6	108.2
総収支比率(法適用)	(%)	94.8	98.8	110.0	103.8	110.2	107.0	105.7	105.7	106.0	107.4
経常収支比率(法適用)	(%)	95.1	99.0	110.4	104.2	110.9	107.6	106.1	106.1	106.4	107.9
営業収支比率(法適用)	(%)	123.4	126.8	142.3	135.5	145.0	139.9	137.6	135.1	132.9	132.7
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	41.2	41.5	26.6	25.8	16.4	9.6	4.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	(%)	1.25	1.04	2.31	0.35	0.35	0.36	0.36	0.36	0.36
	うち基準内繰入金	(%)	0.89	0.87	0.72	0.35	0.35	0.36	0.36	0.36	0.36
	うち基準外繰入金	(%)	0.36	0.17	1.59						
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てんのもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	6.58	25.75	27.04						
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)	6.58	25.75	27.04						
うち赤字補てんのもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水原価を上回る水道料金を設定し、給水人口の減少や高齢化率の上昇・下水道の普及と一人あたりの使用水量の増による水道料金収入のゆるやかな減少。
2 他会計繰入金の見込み	現在も基準繰り入れ以内で経営しているが、将来も基準外繰り入れなしで経営を行う。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資・資産売却等 無
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	総括原価方式による水道料金の安定収入と中期計画に沿った施設整備

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>職員数については、平成17年度に策定した適正化計画により、適正化に努める。 職員の削減については、平成17年度美馬市行財政システム改革基本方針策により、平成19年度に1名削減し11名にした。 水道料金を一部(美馬町)平成19年10月より値上げした。今後4年以内に統一する。(課題)</p>
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>美馬市行財政システム改革実施計画により、平成19年度対前年度比1名削減し11名とした。(課題)</p>
給与のあり方	<p>職員の給与制度については、市民の納得が得られる給与制度及び水準への見直しが求められているところから、国における給与制度改革を見据え、美馬市に準じて国及び県の基本的な考え方に沿った給与制度を構築していく。 行財政システム改革実施計画により、平成18年度から特別職給与を15～10%、一般職給与を5%削減するとともに、管理職手当については2%引き下げることにより、人件費総額を抑制する。(給与カットにより期末手当、勤勉手当等も減額反映) また、手当では、特殊勤務手当の大幅な見直しにより、合併時から平成17年度において、水道業務手当などを廃止をした。(課題)</p>
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>国家公務員に準拠した、給与構造の見直しを平成18年度に行った。 地域手当は、支給していない。(課題)</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針については、民間給与ベースに住民の理解と納得が得られるよう給与制度の運用見直しが必要であり、平成21年3月までに方針の決定・公表を行いたい。(課題)</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>行財政システム改革計画において給与及び諸手当の適正化を図る中で、勸奨退職者に対する、直前の昇給時に特に勤務が良好である者と同等の昇給時号給数を適用していたが、平成20年4月からは、この制度を廃止する。(課題)</p>
福利厚生事業のあり方	<p>平成17年度は、(財)徳島県市町村職員互助会による助成金と、市からの分担金によって、つるぎ町との合同事業を実施したが、平成18年度より市の分担金を廃止し、互助会からの助成金のみで運営。なお、平成19年度からは、つるぎ町と合同ではなく、美馬市独自で事業を実施予定。(事業内容は未定。) なお、公表については、ホームページにおいて、「人事行政の運営等の公表」の中で、職員の福祉の状況として福利厚生制度の公表を行っている。(課題)</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p>行財政システム改革計画において、旅費、需用費、備品購入費などの物件費の内部事務にかかる経費については、徹底的な節減を図ることとしている。しかし、一方では民間委託の推進により、物件費の大半を占める委託料については増加することが予想される。このため、需用費や委託料(送・配水管修理・水質検査・電気保安管理・施設警備)については、総額で抑制することとし、平成16年度を基準に、対前年度10%削減する目標を掲げ、予算査定において原則、毎年10%カットによる取り組みを行っている。(課題)</p>

維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	送・配水管修理・水質検査・電気保安管理・施設警備・工事設計を民間委託して平成16年度を基準に毎年10%削減している。(課題)
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	メーター検針・水道料金集金を民間委託している。(課題)

経営健全化に関する施策(つづき)

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	平成19年10月から一部(美馬町)水道料金の値上げをしている。4年以内に水道事業の経営状況を再検討し適正な水道料金に統一する。(課題)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 </div>	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	地方公営企業法40条の2の2項により毎年公表している。また、市の広報誌でも、定期的に公開している。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 </div>	財政状況の公表については、地方自治法第243条の第1項の規定による財政状況の公表を他会計と同様に年2回、美馬市公告式条例5条の規定により行っている。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 行政評価の導入 </div>	行財政システム改革実施計画において、事務事業評価システムの導入を図ることとしており、平成18年度から試行実施した事務事業評価について、その事務事業を総合計画の体系に分類し、住民に分かりやすい指標を用いて評価を行い、その評価結果に基づき、事務事業の見直しを行う。 また、20年度から本格導入にあたり、評価の過程において、市民、有識者等を入れた第三者機関を設置し、市民等の意見を反映できる仕組みを構築するとともに結果の概要について、ホームページにおいて公開する。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 料金改定	平成17年3月に3町1村(上水道は3町)が合併し新しく美馬市ができました。水道料金につきましては、合併後新市において統一するものとあったので、平成18年度に検討委員会を設け検討した結果、平成19年度10月から一部(美馬町)を8.3%値上げしました。今後の水道料金の統一は、4年以内に経営状況を勘案し統一を図る。
2 未収金徴収対策	未収金徴収対策は、水道事業の収入の大部分(92.4%)を占め経営の根拠をなすもので、未収金が増えれば、水道事業の経営そのものが成り立たず、最重要課題と考えます。そこで平成17年度から悪質滞納者に水道事業部で、未収金対策班を編成し、夜間徴収、催告状を発送している。また、悪質滞納者には、給水停止を行い負担の公平を図るため積極的に未収金滞納率の向上を目指す。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成17年度(合併後)からは、他会計からの繰り入れ金無し(基準内繰り入れ金消火栓維持管理料のみ)で、経営をしている。これからもその方針で行う。
4・5 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数は、平成18年度から平成19年度に1名の減をし11名体制で、運営している。人件費の総額の削減は、行財政システム改革実施計画により、平成18年度から特別職給与を15~10%、一般職給与を5%削減するとともに、管理職手当については2%引き下げることにより、人件費総額を抑制する。(給与カットにより期末手当、勤勉手当等も減額反映)
6 維持管理費等の総額の削減	行財政システム改革計画において、旅費、需用費、備品購入費などの物件費の内部事務にかかる経費については、徹底的な節減を図ることとしている。需用費 や委託料(送・配水管修理・水質検査・電気保安管理・施設警備)については、総額で抑制することとし、平成16年度を基準に、対前年度10%削減する目標を掲げ、予算査定において原則、毎年10%カットによる取り組みを行っている。また、外部委託できるものは、民間に委託し、さらに経費の削減を目指す。
7 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	維持管理費や人件費の抑制を図りながら、平成19年度10月から一部(美馬町)を8.3%値上げし、4年以内に経営状況を勘案し水道料金の統一を図る。同一市内同料金で、市民の方々に不公平感を持たないようにし、経費の削減により過度の水道料金の値上げをしないよう運営を行い今ある繰越欠損金87百万円の解消を図る。
8 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
1	料金改定率		脇町 2.5%					美馬町 8.3%					美馬町 7.6%
	改善額(料金の適正化) 1		25	50	50	50	175	7	10	10	10	25	62
2	未収金の徴収対策				79.3%徴収	79.7%徴収		80.1%徴収	80.5%徴収	80.9%徴収	81.3%徴収	81.7%徴収	
	改善額				3	4	7	1	1	1	1	1	5
3	一般会計負担金の額	20	43	53	2	2							
	改善額(負担金の確保等)		23	33	18	18	20	2	2	2	2	2	2
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
4	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	134	142	142	106	102		102	102	106	106	106	
	改善額	0	8	8	28	32	44	0	0	4	4	4	12
	給与水準	70	77	76	54	51		52	52	54	54	54	54
	改善額		7	6	16	19	22	1	1	3	3	3	11
	その他()	64	65	65	52	51		50	50	52	52	52	52
	改善額		1	2	12	13	22	1	1	1	1	1	1
	職員給与費(退職手当)												
5	職員数(人)	14	14	14	12	12		11	11	11	11	11	
	増減数(人)				2			1					1
6	維持管理費等												
	改善額(適正化)												0
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	41.20	41.50	26.60	25.80	16.40		9.60	4.00	0.00	0	0	
	増減												
	企業債現在高	3,749	3,695	3,605	3,516	3,429		3,124	3,083	3,184	3,223	3,415	
	増減							183	73				
	計画前5年間改善額 合計						250						55
	改善額 合計												50

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 50

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
年間総有収水量 (千m ³)	3,575	3,480	3,535	3,158	3,084	3,022	2,962	2,903	2,845	2,788
公称施設能力 (m ³ /日)	20,938	20,938	20,190	20,190	20,190	20,190	20,190	20,190	20,190	20,190
1日最大配水量 (m ³ /日)	17,105	15,429	13,244	13,203	13,618	13,600	13,550	13,500	13,450	13,400
最大稼働率 (%)	81.69	73.69	65.60	65.39	67.45	67.36	67.11	66.86	66.62	66.37
供給単価 (円/m ³)	147	155	171	171	172	174	177	179	182	185
給水原価 (円/m ³)	161	163	161	165	155	160	167	169	172	172

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

行政区域内の上水道・簡易水道及び飲料水供給施設の事業統合計画を平成21年度末までに策定する予定。計画作成にあたっては、施設の実態に見合った計画が必要と考えている。事業統合には、ハード面・ソフト面等今後の調査結果をふまえて判断されるべきものであるが、統合すれば水道料金の統一が必要となるがこの調整が課題、また維持管理面においても問題があるので慎重に行いたい。